

県内事業主の皆様へ

移住・就業支援金に係る法人登録のご案内

「しずおか就職 net」に登録している企業のうち、市町の推薦、県の認定を受けた法人が、移住・就業支援金対象の求人を「静岡県移住・就業支援金求人サイト」に登録し、東京圏の人材（移住者）を県内に受け入れる場合、従業員となる移住者に移住・就業支援金が移住先市町から支給されます。

ただし、移住者が移住・就業支援金を申請した日から5年以内に、移住先市町から転出された場合は、移住者に返還義務が生じますので、求人内容や配属先について御配慮いただく必要があります。

- 「移住・就業支援金」とは、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、UIJ ターンによる就業者を創出する事業です。県の認定した地域の中小企業に就業する移住者を支援します。（最大 100 万円（単身の場合 60 万円））
※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18 歳未満の世帯員一人につき 100 万円を加算。
ただし、2023 年 4 月 1 日以降に静岡県に移住した方から適用（2023 年 3 月 31 日以前に移住した場合は 30 万円/人）
- 「しずおか就職 net」とは、静岡県が管理運営する就職支援サイトです。県内に事業所がある法人であれば、登録可能です。
- 「静岡県移住・就業支援金求人サイト」とは、静岡県が管理運営する移住・就業支援金対象の求人を掲載するサイトです。掲載には支援金対象法人として県が認定する必要があり、国の提示する要件（＜法人登録の要件＞を参照）を満たし、市町長から推薦を受ける必要があります。

＜法人登録の要件＞ しずおか就職 net への登録法人のうち、次の全てに該当すること

- ア 市町が定める要件を満たし、推薦する法人であること（各市町の要件は別表参照）
- イ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- ウ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと（私企業とは・・・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社）
- エ みなし大企業（地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該法人の所在する市町村の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。ただし、上記ウで除かれる法人が親会社である場合はみなし大企業としない。
※「みなし大企業」とは、以下①～③のいずれかに該当する法人
 - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金10億円未満の法人
- オ 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。⇒本店所在地が静岡県内にある法人又は本店所在地が静岡県外にあつて勤務地を静岡県内に限定する社員（勤務地限定型社員）を募集する法人であること
- カ 雇用保険の適用事業主（雇用保険の適用対象となった場合には必ず雇用保険の加入手続きを行うことを誓約した雇用保険の適用除外事業所の事業主を含む。）であること
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと
- ク 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと

法人登録申請時に提出する書類

「しずおか就職net」へ法人情報を登録後、法人の本社所在地（本店が県外にあって勤務地限定型社員を募集する法人は、しずおか就職net上の所在地）の市町へ(1)から(3)までの書類を提出してください。

※(4)は該当者のみ提出

- (1) マッチング支援事業における移住・就業支援金対象法人に係る登録申請書
- (2) 移住・就業支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項
- (3) 雇用保険の適用事業主であることを証する書類の写し
- (4) 雇用保険に関する誓約事項

移住者（法人が東京圏から採用する者）の要件

以下(1)(2)いずれにも該当する方が対象となります。

(1) 移住等に関する要件

(7) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(i) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 支援金の申請時において、転入後1年以内（移住先市町により期間の定めがある場合があります。）であること。
- b 転入先の市町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(1) その他の要件

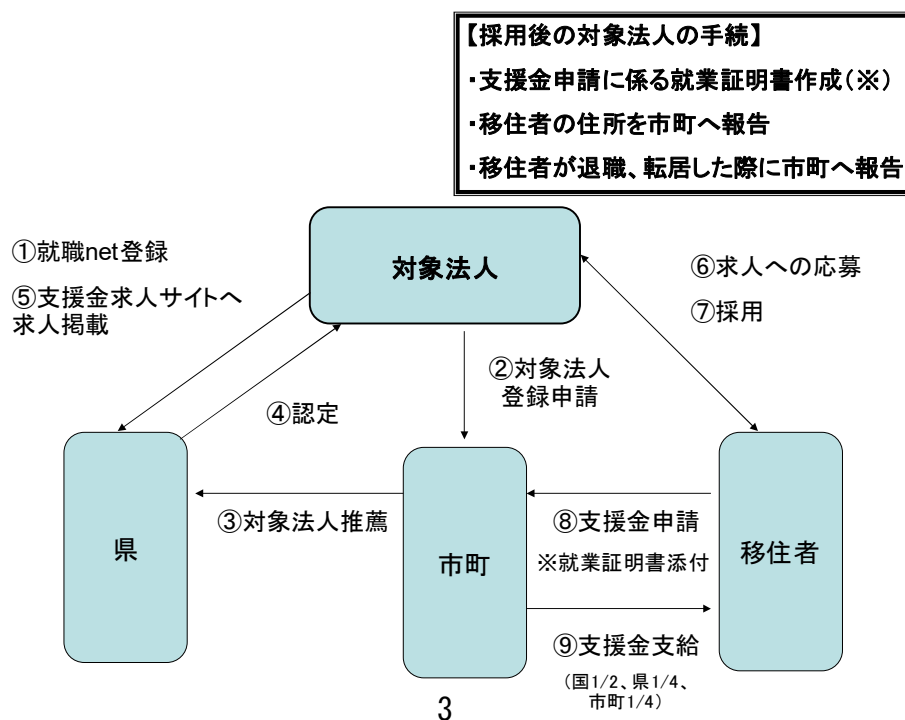
次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。）を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、移住先の市町が認める場合は除く。
- d 転入する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- e その他申請者の居住する市町が不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 就業先が、静岡県が移住支援金の対象として「静岡県移住・就業支援金求人サイト」、又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、移住先の市町が認める場合は除く。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住・就業支援金対象法人等に就業し、かつ、支援金の申請時において就業していること。（移住先市町により申請時の在職期間に定めがある場合があります。）
- e 上記bの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

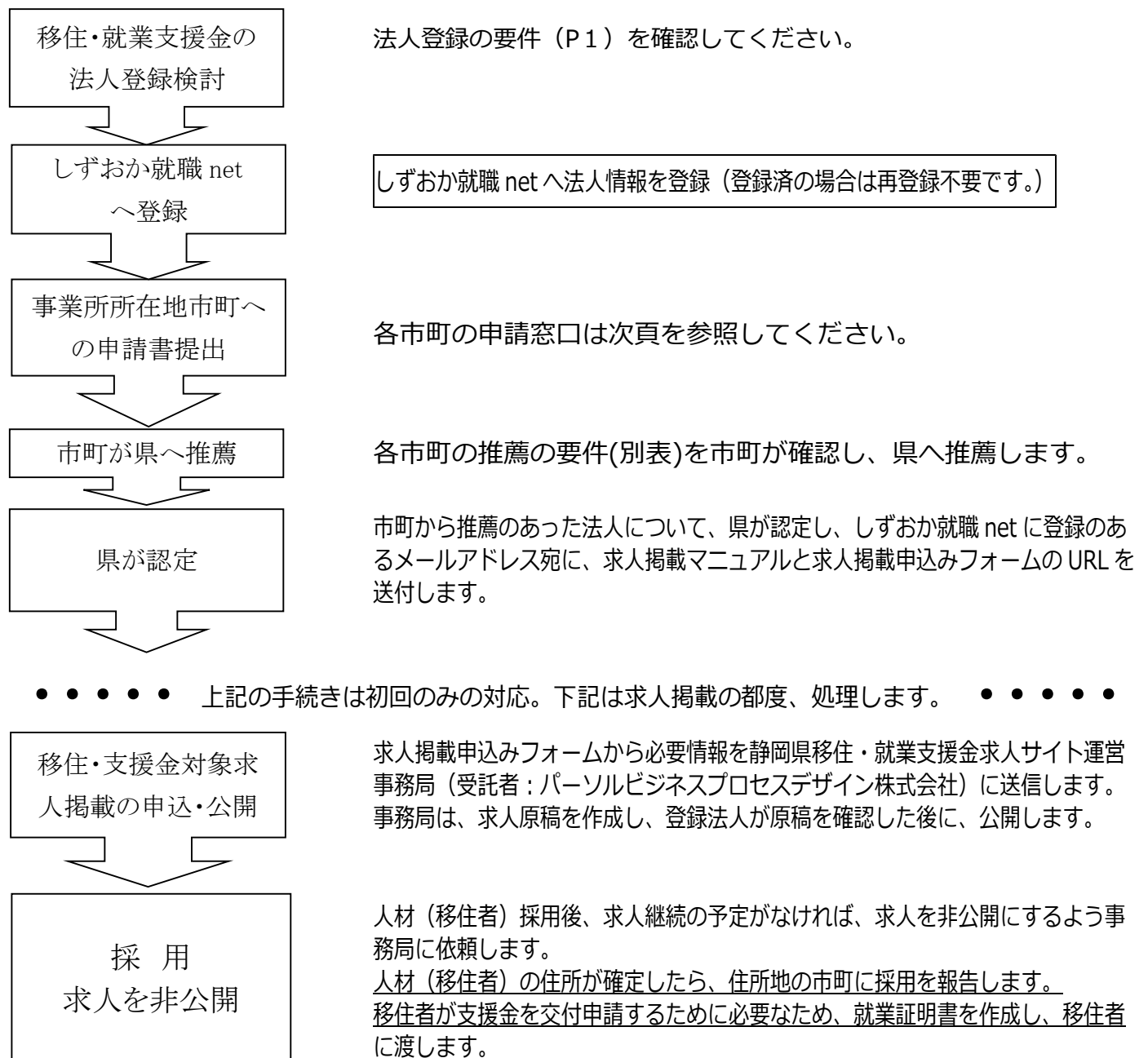


移住・就業支援金法人登録から求人登録までの手順

静岡県の移住・就業支援金制度のためのマッチングサイト（静岡県移住・就業支援金求人サイト）に求人掲載するまでの手順です。

移住・就業支援金制度は、長期継続雇用を念頭においた週 20 時間以上の無期雇用契約の求人を対象としています。

なお、登録した法人が移住・就業支援金の対象となる移住者を採用した場合には、就業状況の確認への協力が求められます。



マッチングサイト（しずおか就職 net）への法人登録に関する県担当窓口

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

e-mail:sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号：054-221-2573 FAX：054-271-1979

(別表) 登録申請に関する市町担当窓口及び市町が求める要件 2025 年度

自治体名	担当課	電話番号	市町が求める法人登録の要件
静岡市	企画課	054-221-1022	静岡市が運営する若者就活応援サイト「しずまっち」の登録企業であること
浜松市	労働政策課	053-457-2115	「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」登録事業所であること
沼津市	商工振興課	055-934-4749	沼津しごと応援サイト「ぬまjob」に登録していること
熱海市	観光経済課/産業振興室	0557-86-6090	市税の滞納がないこと
三島市	商工観光まちづくり課/商工労政係	055-983-2655	・市税の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること
富士宮市	商工振興課/工業振興・労政係	0544-22-1154	ハローワークに求人を登録していること
伊東市	産業課/商工労働係	0557-32-1734	市税の滞納がないこと
島田市	商工課/商工政策係	0547-36-7146	求人を公開していること
富士市	商業労政課/雇用労政担当	0545-55-2778	市税の滞納がないこと
磐田市	経済観光課	0538-37-4819	市税の滞納がないこと
焼津市	誘致戦略課	054-626-9411	求人を公開していること
掛川市	産業観光課	0537-21-1125	市税の滞納がないこと
藤枝市	産業政策課	054-643-3165	求人を公開していること
御殿場市	商工振興課	0550-82-4683	市税の滞納がないこと
袋井市	産業未来課	0538-44-3136	市税の滞納がないこと
下田市	産業振興課/地域経済促進係	0558-22-3914	市税の滞納がないこと
裾野市	産業観光スポーツ課	055-995-1857	市税の滞納がないこと
湖西市	産業振興課/商工労政係	053-576-1215	市税の滞納がないこと
伊豆市	観光商工課	0558-72-9911	市税の滞納がないこと
御前崎市	商工観光課	0537-85-1135	市税の滞納がないこと
菊川市	商工観光課/産業振興係	0537-35-0936	市税の滞納がないこと
伊豆の国市	商工課	055-948-1415	市税の滞納がないこと
牧之原市	商工企業課	0548-53-2647	市税の滞納がないこと
東伊豆町	企画調整課	0557-95-6202	町税の滞納がないこと
河津町	企画調整課	0558-34-1924	町税の滞納がないこと
南伊豆町	商工観光課	0558-62-6300	町税の滞納がないこと
松崎町	企画観光課	0558-42-3964	町税の滞納がないこと
西伊豆町	産業振興課	0558-52-1114	町税の滞納がないこと
函南町	企画財政課	055-979-8101	町税の滞納がないこと
清水町	産業観光課	055-981-8239	町税の滞納がないこと
長泉町	産業振興課/にぎわい企画チーム	055-989-5516	町税の滞納がないこと
小山町	おやまで暮らそう課	0550-76-6159	町税の滞納がないこと
吉田町	産業課/商工観光部門	0548-33-2122	・町税等の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること
川根本町	産業振興課	0547-56-2226	・町税等の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること
森町	産業課/商工観光係	0538-85-6319	・森町企業立地・雇用促進特設サイトに登録した企業であること ・町税の滞納がないこと

